

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌  
日とする)

## 目次

- ◇規 則 市町村長に対する事務の委任に関する規則
- ◇告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

## 規 則

市町村長に対する事務の委任に関する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十六号

### 市町村長に対する事務の委任に関する規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定に基づき知事の権限に属する事務を市町村長に委任することに関して必要な事項を定めるものとする。

#### (事務の委任)

第二条 知事は、別表の上欄に掲げる事務を、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村長に委任する。ただし、当該事務に係る事案が二以上の市町村の区域にわたる場合においては、この限りでない。

#### (補則)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に知事又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者に対してなされている申請等に係る許可等の処分その他の行為で、この規則の施行の日以後において市町村長の権限に属することとなる事務に係るものについては、なお従前の例による。



<p>支給の要否の決定</p> <p>(三) 第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理の要否の決定</p> <p>(四) 第二十一条第四項の規定による補装具の購入及び修理に要する費用の支給の要否の決定</p>	<p>二 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十二条に規定する更生医療給付請求書の受理</p> <p>(二) 第十三条第一項の規定による更生医療券の交付</p> <p>(三) 第十四条に規定する補装具支給請求書及び補装具修理請求書の受理</p> <p>(四) 第十五条第一項の規定による補装具交付券及び補装具修理券の交付</p> <p>(五) 第十七条の規定による請求の却下の旨及びその理由の通知のうち第十二条及び第十四条に規定する請求に係るもの</p>	<p>三 母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)第十六条の規定による母子健康手帳の交付</p>	<p>四 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条の規定による母子健康手帳の追加交付</p>	<p>各市長</p>	<p>各市町村長</p>	<p>各市町村長</p>
--	---	---	---	------------	--------------	--------------

<p>(二) 第六条の規定による母子健康手帳の再交付</p> <p>五 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第一百四十一号)第八十八条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち商店街振興組合に係るもの</p>	<p>六 食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条の四第一項の規定による米飯提供業者の登録</p> <p>(二) 第五条の四第二項において準用する第五条第二項の規定による米飯提供業者の登録の取消し</p> <p>(三) 第七条の規定による米飯提供業者に対する必要な命令</p>	<p>各市町村長</p>	<p>七 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十五条の四第三項の規定による米飯提供業者の登録の更新</p> <p>(二) 第三十五条の四第四項の規定による米飯提供業者の登録をした場合の米飯提供業者登録票の交付及び米飯提供業者の登録の公表</p> <p>(三) 第三十五条の四第五項において準用する第七条第一項前段の規定による米飯提供業者の登録をしなかつた場合及び米飯提供業者の登録を取り消した場合の通知</p> <p>(四) 第三十五条の四第六項において準用する第三十五条の二の規定による氏名等の変更の届出の受理、営業所の所在地の変更の承認並びに営業所の所在地の変更の承認等</p>	<p>各市長</p>	<p>各市町村長</p>
--	--	--------------	---	------------	--------------

<p>の通知及び承認をした場合の公表</p> <p>(四) 第三十五条の五第二項において準用する第七条第一項前段の規定による米飯提供業者の登録の更新をしなかつた場合の通知</p> <p>(六) 第三十五条の五第三項において準用する第三十五条の四第四項の規定による米飯提供業者の登録の更新をした場合の米飯提供業者登録票の交付及び米飯提供業者の登録の更新の公表</p>	<p>八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第九項に規定する保安林における緊急伐採等に係る届出書の受理</p>	<p>九 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十二条に規定する路外駐車場の設置に係る事項の届出及び届け出である事項の変更の届出の受理</p> <p>(二) 第十三条第一項に規定する管理規程の届出の受理</p> <p>(三) 第十三条第四項に規定する管理規程に定めた事項の変更の届出の受理</p> <p>(四) 第十四条に規定する路外駐車場の休止等の届出及び供用の再開の届出の受理</p> <p>(五) 第十八条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査</p> <p>(六) 第十九条第一項の規定による是正のために必要な措置</p>
<p>各市町村長</p>	<p>各市町村長</p>	<p>各市長</p>

<p>の命令及び路外駐車場の供用の停止の命令</p> <p>(七) 第十九条第二項の規定による弁明のための証拠の提出の機会の供与</p> <p>十 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>米子市長</p>
<p>告 示</p>	
<p>鳥取県告示第五百二十九号</p> <p>森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。</p> <p>昭和五十六年六月一日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度(ヘクタール)		単位区域名	
市郡名	町村名	天字名	字名				
水源かん養保安林	八頭	河原・郡		二、二六一・四二	八頭地区		
土砂流出防備保安林	八頭	家を除く全町村		九・八八	若桜		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		〇・一〇	八頭		
千害防備保安林	八頭	八頭		一・八一	智頭		
千害防備保安林	八頭	八頭		〇・八八	船岡		
千害防備保安林	八頭	八頭		二・三〇	用瀬		
千害防備保安林	八頭	八頭		〇・四〇	佐治		
千害防備保安林	八頭	八頭		〇・三八	喜才谷山		
千害防備保安林	八頭	八頭		〇・四六	平見谷東		
千害防備保安林	八頭	八頭		〇・九二	池ノ内下		
千害防備保安林	八頭	八頭		一・六〇	赤波		
水源かん養保安林	鳥取	鳥取		九四三・六七	鳥取地区		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		六・八四	河原		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		九・五一	郡家		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		一〇〇・七〇	岩美		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		五・三八	国府		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		〇・三〇	福部		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		七三・九四	鳥取		
土砂流出防備保安林	八頭	八頭		一・七六	高取		

土砂流出防備保安林	西伯	中府山		〇・六七	中山		
土砂流出防備保安林	日野	溝口・江		六六・一四	米子地区		
水源かん養保安林	西伯			〇・三八	杉地		
水源かん養保安林	米子			〇・三七	金屋		
水源かん養保安林	米子			〇・〇八	槻下		
千害防備保安林	東伯	東伯		一・三〇	大谷		
千害防備保安林	東伯	東伯		〇・〇四	宮内		
千害防備保安林	東伯	東伯		〇・六六	大原		
千害防備保安林	東伯	東伯		一・七六	栗尾		
千害防備保安林	倉吉			〇・三〇	志津		
千害防備保安林	倉吉	東伯		一四・九九	東伯		
千害防備保安林	倉吉	東伯		一八・三五	関金		
千害防備保安林	倉吉	東伯		四四・三〇	三朝		
千害防備保安林	倉吉	東伯		三九・六四	東郷		
千害防備保安林	倉吉	東伯		二九・一四	倉吉		
千害防備保安林	倉吉	東伯		一、五三五・六二	倉吉地区		
千害防備保安林	倉吉	東伯		〇・五一	水谷		
千害防備保安林	鳥取	鹿野		一三・四八	高路		
千害防備保安林	岩美	岩美		四・二二	長谷		
千害防備保安林	青谷	青谷		一〇・一五	青谷		
千害防備保安林	鹿野	鹿野		七八・七二	鹿野		

